

# 法人たより



公益社団法人 古河法人会

発行所 古河市鴻巣1189-4 古河商工会議所内  
公益社団法人古河法人会 電話 0280(48)6123  
ホームページアドレス <http://www.koganet.ne.jp/~shakoga/index.htm>

法人会  
消費税期限内納付  
推進運動



## 古河公方公園

25ヘクタールにもおよぶ広大な公園。四季折々に美しい花が咲きます。中でも約2,000本の花桃は全国的にも有名で、毎年3月20日から4月5日まで「桃まつり」が開催されます。また、園内には古河公方足利義氏の墓所や1674(延宝2)年ごろ建築された旧中山家住宅などの史跡もあります。

# 年頭のごあいさつ



古河税務署長

生永 真美子

年頭に当たり、謹んで新年のお祝いを申し上げます。

旧年中は、川島会長をはじめ公益社団法人古河法人会の皆様には、税務行政全般にわたり、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

特に、旧年中は、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中にあっても、税に関する研修会をはじめとする正しい税知識の普及や納税意識の高揚等にご協力いただきましたことに改めて感謝申し上げます。

最近の税務行政を取り巻く環境は、年々、複雑・困難化しております。そのようなか、古河法人会で取組

まれている様々な活動は、私どもが税務行政を遂行していく上で非常に大きな支えでございます。今後とも、魅力ある会運営を実施され、より活力のある組織を築かれますことをご期待申し上げます。

また、本年におきましても、引き続き、適正な申告納税制度の実現や税知識の普及等のために、皆様との連携・協調を図ってまいります。と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

さて、間もなく令和2年の所得税等の確定申告時期を迎えます。本年も税務署内に確定申告会場を設置し、申告・相

談等へ対応いたしますが、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを軽減する上では、ご自宅のパソコン・タブレット・スマートフォンから24時間いつでも申告いただける国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の利用や、チャットボットやお電話による相談が可能ですので、是非ご利用いただければと思います。

本年において、確定申告会場にお越しになる場合には、確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要になるほか、入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。また、入場時の検温の実施、マスク着用・手指消毒のお願いなど感染防止策を講じることとしております。感染リスク軽減のための対応につき、ご理解・ご協力をお願いいたします。

結びに、公益社団法人古河法人会の益々のご発展と

会員企業のご繁栄、本年が皆様にとりまして幸多き年となりますことを心からご祈念申し上げます、新年のあいさつとさせていただきます。



# 年頭のごあいさつ



公益社団法人古河法人会

会長 川島 栄

新年あけましておめでとうございます。令和3年新年をご健勝にて迎えられたこととお慶び申し上げます。

昨年、コロナウイルス感

染拡大により、過去に例を見ない激動の1年間となりました。今年こそコロナウイルスが1日も早く終息し皆様にとりまして素晴らしい年でありませうとご祈念いたします。

法人会は「税のオピニオンリーダー」としての役割を持って、納税意識の高揚、税知識の普及を図るとともに、地域企業と地域社会の健全な発展に寄与する社会貢献活動を積極的に展開しています。

当古河法人会におきまし

ても、税務協力団体の二員として、古河税務署のご指導の下「地域社会に貢献する団体」を目指し積極的に活動を展開いたします。

昨年は、コロナウイルスの影響により計画していた事業の多くが中止または延期を余儀なくされましたが、今年には通常の活動に戻り、各講演会・研修会の開催、税に関する社会貢献活動の実施、税制改正提言活動、各委員会の積極的な活動、青年部による古河市主催の「道の日」清掃参加・各種地元地域イベントへの協賛に加え女性・青年部会による小学生向け租税教室で講師又は補助講師を務めるなど次世代を担う子供世代に正しい税の

基本知識の普及に積極的に取り組んでいきます。又女性部会で第7回目の「税に関する絵ハガキコンクール」を実施していく方針です。

また、日頃研修会等に参加できない会員の皆様のために、平成28年9月より法人会ホームページにインターネットセミナーを開設しております。また毎年会員向けの健康診断を実施しております。会員以外の方にはホームページによる情報開示や一般公開研修セミナー開催するなど親しみのある身近な法人会を目指してまいります。

また、税務当局で進めております「電子申告納税制度」(e-Tax)の推進については、関連団体としてなお一層の普及にご協力をお願い致します。

今後とも会員各位が、研鑽・交流を深めていただき当会がますますの発展していくことを願っております。最後に申し上げますが、会員の皆様のご健勝と会員企業のご繁栄を祈念して、年頭の挨拶とさせていただきます。

挨拶とさせていただきます。

## 謹賀新年



須釜副会長  
(五霞地区会長)



塚田副会長  
(三和地区会長)



矢澤副会長  
(総和地区会長)



塚原副会長  
(境地区会長)



奥村副会長  
(坂東地区会長)

顧問 岩崎 清 (地区会)  
岩崎 重次 (古河)  
理事 蓮見 公男 (古河)  
野村 利夫  
野澤 豊輔  
大和田 五郎  
野村 久男  
吉田 忠義 (坂東)  
保土田 和秀  
荒木 弘文  
渡辺 隆  
金子 勇  
小松原 裕 (境)  
稲垣 英世  
内海 正富  
小倉 邦義 (総和)  
渡辺 勉  
初見 周一 (三和)  
二宮 司  
長島 茂雄 (五霞)  
知久 晃

監事 小林 敏明 (古河)  
中村 幸生 (坂東)  
齊藤 哲生 (境)

青年部会長 森 博一 (古河)  
女性部会長 青木 博美 (古河)

# 地方法人税の税率にご注意ください

平成28年3月31日に公布された「所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)」により、地方法人税の税率が改正されました。

改正後の税率は、下記改正の概要のとおり、**令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度から適用されますので、申告の際には適用する税率にご注意ください。**

## 改正の概要

地方法人課税の偏在是正のため、法人住民税法人税割の税率を5.9%引き下げる(都道府県分を3.2%から1%の2.2%、市町村分を9.7%から6%の3.7%、それぞれ引き下げる)とともに、地方法人税の税率を5.9%(引下げ分相当)引き上げることとされました。

### 改正前後の地方法人税の税率

課税事業年度	税率
令和元年10月1日前に開始した課税事業年度	4.4%
令和元年10月1日以後に開始する課税事業年度	10.3%



## ※ 確定申告について

地方法人税確定申告書については、法人税確定申告書と一つの様式にしていますので、法人税申告書別表一から別表一の三までの各様式を使用してください。

なお、申告書様式は、**改正前後に対応させるために「4.4%」と「10.3%」の両方の税率が記載されていますので、適用する税率にご注意下さい。**

事業年度	法人税割	法人税	法人税割	法人税
法人税割の計算				
(1)のうち中小法人等の年800万円超3億以下の金額 (1)と800万円×(2)のうち少ない金額	30	000	00の15%又は19%相当額	53
(1)のうち特別税率の適用がある協同組合等の年20億円超40億円を超える金額 (1)×10億円×(2)	31	000	00の22%相当額	54
その他の課税金額 (1)×20-30	32	000	00の19%又は23.2%相当額	55
地方法人税割の計算				
所得の金額に対する法人税割 09	33	000	00の4.4%又は10.3%相当額	58
資産増減金額に対する法人税割 00	37	000	00の4.4%又は10.3%相当額	59
この申告が修正申告である場合の計算				

別表一次葉(抜粋)

古河税務署からの確定申告に関する重要なお知らせ

令和2年分 申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税

# 確定申告

ご来場を検討されている方へ  
～感染リスク軽減のための税務署からのお願い～

## 密を避ける

- ☑ ご自宅からスマートフォン・パソコンでe-Tax
- ☑ 作成手順はYouTubeでチェック!



確定申告特集ページ

## 密を作らない

- ☑ 確定申告会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です
- ☑ 整理券は各会場で当日配付。LINEでも事前発行しています



申告と納税 申告所得税・贈与税 令和3年3月15日(月)まで  
個人事業者の消費税 令和3年3月31日(水)まで

詳しくは **確定申告** **検索**

会 場: 古河税務署 会議室  
 期 間: 令和3年1月18日(月)から3月15日(月)まで(土、日及び祝日を除きます。)  
 時 間: 相談受付:午前8時30分から午後4時まで  
 相談開始:午前9時から

- ※1 新型コロナウイルス感染症対策の一環として、本年は還付申告の方の申告相談を、2月15日(月)以前でも受け付けております。
- ※2 午後4時前であっても、相談受付を終了する場合があります。
- ※3 贈与税申告の相談受付は、2月1日(月)からとなります。

**医療費控除を適用される方へ**  
 令和2年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の作成・添付が必要となりました。  
 なお、税務署から「医療費控除の明細書」の記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

**公的年金等を受給されている方へ ～確定申告不要制度のお知らせ～**  
 公的年金等の収入金額の合計額が 400 万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が 20 万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

- ※ 1 所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。  
 なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。
- ※ 2 外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

# 活動状況

## ○「令和三年度税制改正 提言活動」を実施

「令和三年度税制改正に関する提言」を、地元選出代議士、及び地元市長・町長各位に、公務ご多忙の中、時間を割いて頂き面会の上、提言活動を行いました。

提言活動は全国法人会組織として、毎年実施しているものです。提言活動の内容は次ページを参照ください。



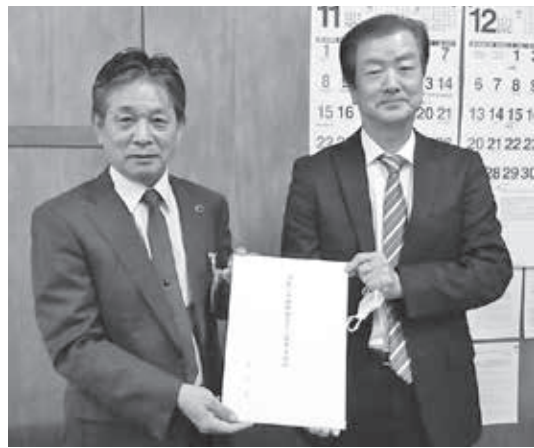
□永岡桂子代議士へ提出  
(十一月十二日、永岡代議士  
川島会長)



□中村喜四郎代議士へ提出  
(十一月二十日、中村代議士、  
塚原副会長)



□古河市長へ提出  
(十一月二十四日、久保財政部  
長、鈴木事務局長)



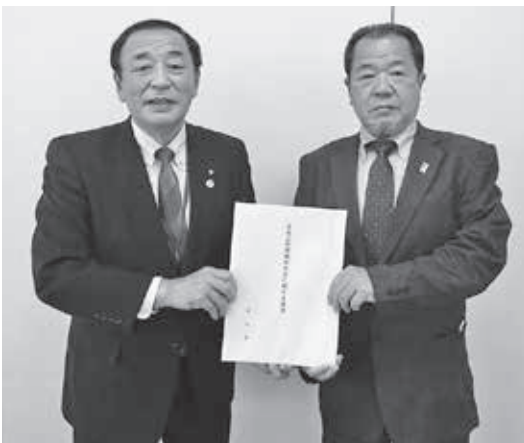
□坂東市長へ提出  
(十一月二十六日、山口総務部  
長、奥村副会長)



□境町長へ提出  
(十一月二十日、野尻副町長、  
塚原副会長)



□五霞町長へ提出  
(十一月二十四日、染谷町長、  
須釜副会長)



# 令和3年度税制改正に関する提言

公益財団法人全国法人会総連合

## 1. 税・財政改革のあり方

### (1) 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。また、新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和をスピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要がある。なお、財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。

### (2) 社会保障制度に対する基本的考え方

持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。また、社会保障のあり方では、「自助」市助「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。

### (3) 行政改革の徹底

地方を含めた政府と議会は「まず醜より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。

### (3) マイナンバー制度

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、マイナンバーカードの普及率が低いなど、国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。

それは今般の新型コロナ対策でも給付金申請手続きの混乱などで明らかになった。政府は制度の意義等の周知に努め、マイナンバーカードを活用する仕組みづくりに本腰を入れる必要がある。

## 2. 中小企業が事業継続するための税制措置

### (1) 法人税関係

中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。

グローバル経済や厳しい環境変化に対応し、その存在感を維持できるような税制の確立が求められる。そうした中で、中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅している。さらに、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

- ①中小法人に適用される軽減税率の特例15%の本則化、適用所得金額の引上げ。
- ②「中小企業投資促進税制」、「少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置」の拡充、本則化。
- ③「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」の延長、拡充。等

### (2) 消費税関係

消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび税込確保などの観点から問題が多い。

このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

- ①現在施行されている「消費税転嫁対策特別措置法」は、令和3年3月末日をもって適用が終了することとなっている。今般の新型コロナにより、中小企業が多大な影響を受けていることを考慮すると、同特別措置の適用期限を延長するとともに、中小企業が適正に価格転嫁できるよう、さらに実効性の高い対策をとるべきである。
- ②令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応が求められる。等

### (3) 事業承継税制関係

我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要と考える。

- ①事業用資産を般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設
- ②相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

### (4) 地方税関係

- ①固定資産税の抜本的見直し
- ②事業所税の廃止 等

## 3. 地方のあり方

今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。

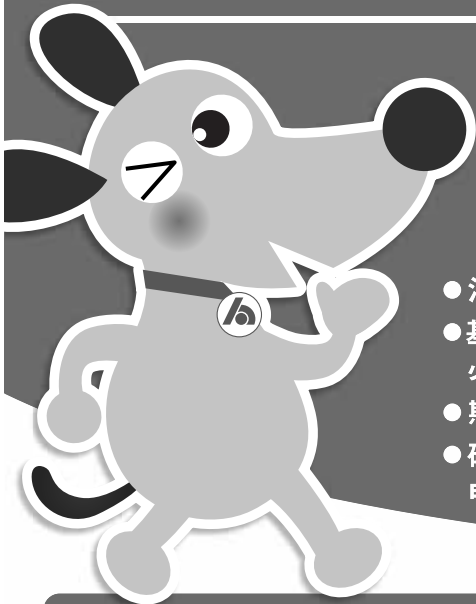
そもそも地方分権化は固と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、地方活性化の観点からも重要であることが指摘されてきた。

これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。



税務研修会 (古河・総和地区会 合同)  
R2年11月18日 (水)

# 消費税の期限内納付を忘れずに。



消費税には申告・納付期限<sup>(※1)</sup>があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

- 消費税は消費者からの預り金的な性格を有する税です。
- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です<sup>(※2)</sup>。
- 期限を過ぎると延滞税がかかります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額<sup>(※3)</sup>に応じて中間申告・納付が必要となります。

期限内納付が難しい場合は、  
所轄の税務署(徴収担当)へ  
ご相談ください。<sup>(※4)</sup>

直前の課税期間の確定消費税額 <sup>(※3)</sup>	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要) <sup>(※5)</sup>



※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。  
 ※2 基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。  
 ※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。 ※4 税務署に申請することにより、納税が猶予される制度があります。  
 ※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。



# 会員の皆様へ！

○古河法人会では、会員の皆様への福利厚生の一環として毎年健康診断（半日人間ドック形式）を実施しております。

今年は、3月12日（金）古河商工会議所2階にて実施いたします。格安かつ短時間で効率よく受診できますのでふるって受診頂きますようよろしくお願い致します。

今年も今回の法人たよりに申込書を同封いたしました。

会員の皆様の受診申込みをお待ちいたしております。



○コロナウイルスの影響により税務説明会等が中止となっておりますので、法人会ではインターネットセミナーを充実して配信しております。会社または自宅のパソコンから「古河法人会」と検索し、古河法人会ホームページのインターネットセミナーをクリックし会員ID「hj0615」とパスワード「6123」を入力すれば毎月400以上のセミナーを視聴できます。社内研修等の勉強会にも活用できます。会員の皆様のご利用をお願いいたします。



古河法人会事務局

国税電子申告・納税システム

# e-Tax

**納税にはダイレクト納付が便利です！**

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

**「e-Tax」なら国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きがインターネットで行えます。**

e-Taxを利用して  
所得税及び復興特別所得税の申告をするとこんなメリットが！

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

電子申告で  
効率UP!



法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

イータックス

検索



# 色々あるから総合保障。

経営者を取り囲むリスクは1つではありません。

まさに色々です。

だからこそ安心も色々必要です。

重責を担う経営者を守る、

※  
幅広い保障を

ぜひお役立てください。

※保障内容の詳細については「設計書[契約概要]」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。なお、左記の保障の組み合わせには、所定の制限があります。



法人会会員のみなさまに

経営者大型総合保障制度  
**企業保障プラン<sup>+</sup>Mタイプ**  
**総合型V<sup>+</sup>Mタイプ**  
 (大同生命の定期保険+  
 AIG損保のベーシック傷害保険) (大同生命の保険料払込中  
 無解約払戻金型)

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

水戸支社/  
 茨城県水戸市桜川1-1-25(大同生命水戸ビル3F)  
 TEL 029-221-2881

**AIG** AIG損害保険株式会社

つくば支店/  
 茨城県つくば市竹園1-6-1(つくば三井ビルディング)  
 TEL 029-855-2321

- ◎この資料は2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となることがあります。
- ◎この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなることがあります。
- ◎この広告は、保険商品の内容のすべてが記載されているものではありません。ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。また、ご不明の点などございましたら、引受保険会社または取扱者にお問い合わせください。